

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について (介護老人保健施設)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 加算

項 目	必 要 書 類
人員配置区分（在宅強化型・基本型） （介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出（別紙13-1-1）※1・（別紙13-1-2）※2 ※1：令和3年9月サービス提供分まで使用可能 ※2：令和3年10月から使用可能 ⑤介護老人保健施設 届出内容確認表（参考様式28-1）
ユニットケア体制 （介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・看護職員分で作成）（参考様式1-7） ⑤ユニットリーダー研修修了証の写し ⑥資格者証の写し（看護職員） ⑦平面図（面積を記載した平面図がなければ、室別面積表を添付）
夜勤職員配置加算 （介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・看護・介護職員分）（参考様式1-7） ⑤1日平均の夜勤勤務職員数の積算根拠（夜勤時間帯に勤務する職員及び夜勤時間帯の勤務時間だけを勤務表に記入し、4週間の夜勤の延時間を算出する） ＊⑥には当該施設の夜勤時間帯を明記すること。（算定月） ⑥資格者証の写し（看護職員）
認知症ケア加算 （介護老人保健施設・短期入所療養介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・看護・介護職員分）（参考様式1-7） ⑤資格者証の写し（看護職員） ⑥平面図（面積を記載した平面図がなければ、室別面積表を添付）
若年性認知症入所者（利用者）受入加算 （介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 （介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出（別紙13） ⑤介護老人保健施設 届出内容確認表（参考様式28-1）
ターミナルケア体制 （介護老人保健施設）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）

★当課から返送する書類は、届出書1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。

項目	必要書類
栄養マネジメント強化体制 (介護老人保健施設)	<p>*「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。</p> <p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)  ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)  ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)  ④栄養マネジメント体制に関する届出書(別紙11)  ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・管理栄養士・栄養士分で作成)(参考様式1-7)  ⑥資格者証の写し(管理栄養士・栄養士)</p>
療養食加算 (介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)  ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)  ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)  ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・(管理)栄養士分で作成)(参考様式1-7)  ⑤(管理)栄養士の資格者証の写し</p>
認知症専門ケア加算 (介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)  ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)  ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)  ④認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙26)  ⑤認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護指導者養成研修修了証の写し</p>
リハビリ計画書情報加算 (介護老人保健施設)	<p>*「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。</p> <p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)  ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)  ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)</p>
褥瘡マネジメント加算 (介護老人保健施設)	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)  ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)  ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)  ④褥瘡マネジメントに関する届出書(別紙23)</p>
排せつ支援加算 (介護老人保健施設)	<p>*「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。</p> <p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)  ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)  ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)</p>
自立支援促進加算 (介護老人保健施設)	<p>*「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。</p> <p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)  ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)  ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)</p>
科学的介護推進体制加算 (介護老人保健施設)	<p>*「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。</p> <p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)  ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)  ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)</p>
安全対策体制 (介護老人保健施設)	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)  ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)  ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)  ④安全対策担当者が受講した「安全対策に係る外部における研修※」の修了証の写し</p> <p>※介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであり、関係団体(公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、一般社団法人日本慢性期医療協会等)等が開催する研修を想定している。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A Vol.2 問39)</p>

項 目	必 要 書 類
サービス提供体制強化加算 (介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4) ⑤職員の割合の算出根拠がわかる書類(任意様式) ⑥誓約書(加算用)
介護職員処遇改善加算 (介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) ④介護職員処遇改善計画書一式又は介護職員処遇改善計画書変更届
介護職員等特定処遇改善加算 ※ (介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) ④介護職員等特定処遇改善計画書一式又は介護職員等特定処遇改善計画書変更届
送迎体制 (短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) ④送迎車車両の写真

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の要件を満たさなくなったその月から、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は算定できなくなるため、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)への変更に係る届出が必要です。

## 2 算定要件

基 準	解 釈 通 知
<b>【介護老人保健施設】</b> 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)  <b>【短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護】</b> 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生労働省告示第127号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(老企第40号平成12年3月8日厚生省老人保健福祉局企画課長通知)